

岩手県公安委員会告示第5号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項の規定に基づき、同項の診断を行う医師を次のとおり指定した。

平成28年2月26日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

医師の氏名	勤務する病院の名称	勤務する病院の所在地	指定年月日	診断の対象者
寺山 靖夫	岩手医科大学附属病院	盛岡市内丸19番1号	平成28年2月17日	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者
千葉 健一	社会福祉法人恩賜財団済生会北上済生会病院	北上市花園町一丁目6番8号	〃	